

四国森林管理局入札監視委員会審議概要

開催日及び場所		平成20年3月25日(火) 三階会議室	
委員		渡邊法美(高知工科大学707E7工学教室教授) 笹原克夫(高知大学農学部教授) 横川和博(高知大学人文学部教授) 川合通子(高知県森と緑の会理事長) 古谷純代(高知商工会議所女性会会長)	
審議対象期間		平成19年10月1日～平成19年12月31日	
工事	抽出案件	総件数 3件	(備考) 総件数 38件
	一般競争	38件	
	公募型及び 工事希望指名競争	0件	
	通常指名競争	0件	
	随意契約	0件	
建設コンサルタント等 業務(抽出案件)		総件数 20件	(備考) 抽出件数 2件
委員からの意見・質問、 それに対する回答等		意見・質問	回答
		・物品・役務関係の木製路面横断帯の購入について、林野弘済会から購入しているが、自社で製造していない物品を売るのはマージンがかかり、高くなるのではないか。	・この商品は、以前、林野弘済会が開発し実用新案を取得した製品である。現在は、実用新案が切れて、どの業者でも製造が可能となっていることから、製造が可能な程度の詳細な仕様を示して一般競争入札を行ったものであるが、結果的に林野弘済会が落札している。
		・収穫調査の委託業務は、法律に基づく指定調査機関のみ参加できるとのことだが、林野弘済会と森林技術協会の2者と他の業者はないのか。	・国有林野の管理経営に関する法律に基づき、公益法人で農林水産大臣の指定を得ればどの法人でも入札に参加できるが、現時点では2者のみとなっている。
		・物品・役務関係の宿舎修繕工事について、予定価格に対し落札価格が率にして73%となっているが、これは低入札価格ではないのか。	・予定価格1000万円未満の工事では低入札価格調査制度の対象にはならないので、基準価格を設定していない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事について、一般競争入札の競争参加者の資格は（例えば過去15年間に同種工事の実績を有するなど）、何に基づいて定めているのか。 ・ 通達行政に対する批判もあり、重要なものなら省令等で規定していくべきではないか。通達は効力的には法令と同様であるが、参加資格については重要な事項であり、より上位の位置づけにすべきではないか。 ・ 調査設計業務でも低入札価格の調査制度を導入すべきではないか。 ・ 工事では予定価格を上回る価格で入札している者が多いように見える。予定価格の積算も適正なものになっているか考慮するべきではないか。特に治山工事でこの傾向があるように思う。 ・ 一般競争入札を昨年10月から実施して、応札者の少ない原因をどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長官通知（国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の改善に関する具体的対応について）に定められている。 ・ 競争参加資格の基本的な事項は、予算決算会計令（勅令＝現在の政令）で定められており、細部について、各省庁の規則、通達等で定められている。 ・ 工事にかかる調査設計業務等については、低入札価格調査制度の対象外とされているところであるが、ご指摘を踏まえ検討して参りたい。 ・ 積算に関しては、歩掛かりや単価も公表しており、資材運搬や仮設が一番价格的に影響してくるが、見込数量を閲覧で明示している。 ・ 工事毎に異なるが、奥地など条件が不利なところなどは、敬遠され入札参加者が減っているものと認識している。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	